

事業所内保育事業（小規模保育 A 型）



社会福祉法人  
ライフの学校

ライフの学校 保育園  
六郷キャンパス

入園のしおり

（重要事項説明書）

令和 6 年 3 月

ライフの学校 保育園  
六郷キャンパス

〒984-0835

仙台市若林区今泉門暮 126-1

TEL022-352-8352

FAX022-352-8362

# 保育方針

## ～こども時代はこどもらしく自由に～

私たちは、こどもたち一人ひとりの良いところを見つめ、こども「に」話しかけるのではなく、対等な人間としてこども「と」話をします。上下の関係ではなく、人間として平等であり、こどもたちの自由を尊重します。肯定的な言葉、優しいまなざしで、こどもの思いをくみとり、ありのままを受け入れ、一人ひとりの心に寄り添います。

たくさんの愛情を注がれることで「自分の良いところも、そうではないところも含めてありのままの自分を愛し、価値がある」と思える心を育みます。

遊びは子どもたちの成長に必要な学びです。遊びを通して、自分で考え、選択し、共に協力する力を育みます。

# 保育目標

## 『 人に優しく生きる 』

- いのちを大切にできるこども
- 思いやりのあるこども

## 『 共に学び生きる 』

- のびのび遊べるこども
- 協調性のあるこども

## 『 共に愉しく生きる 』

- 自分らしさを表現できるこども
- 心身ともに健康なこども

# 運営方針

## ～こどもと関わるすべてのひとや地域のつながりを大切にする保育～

保護者の家庭環境や働き方も多様化しており、様々な要望に応え、誰もが安心して子育てできるコミュニティの拠点となる保育園を目指します。

こどもと保護者、スタッフや地域がともに支えあって、学びあって、人間関係をはぐくむ貴重な場です。こどもを中心に、こどもたちがのびのびと心豊かに成長する環境を地域社会とともに作っていききたいと思います。

良い保育環境を作るためには、スタッフが生き生きと働き続けられることが重要です。ICTを活用した事務処理の効率化などにより、こども以外に係る仕事の負担を軽減し、こどもと向き合う時間に集中できる体制・環境づくりを行います。

スタッフはこどもたちの「今その瞬間」の場面に対応できるよう、日頃からいろいろなことに好奇心を持って見聞を広げ、こどもの感性や発見を共感・共有できるように自己研鑽に務めます。



## 1 事業所の名称等

### (1) 施設の概要

- ① 施設の種類 事業所内保育事業（小規模保育 A 型）
- ② 名 称 ライフの学校 保育園 六郷キャンパス
- ③ 所 在 地 仙台市若林区今泉門暮 126-1
- ④ 定 員 19 人
- ⑤ 施設長(園長) 針生 寿美
- ⑥ 建物の構造 鉄骨造 2 階建（1 階部分）
- ⑦ 保育室等 乳児室（14.68 m<sup>2</sup>）、1・2 歳児室（55.85 m<sup>2</sup>）、調理設備、トイレ
- ⑧ 屋外遊戯場 園庭（約 133.36 m<sup>2</sup>）
- ⑨ 保育事業開始日 2024 年 4 月 1 日開業

### (2) 設置者

- ① 設 置 者 社会福祉法人 ライフの学校
- ② 住 所 仙台市若林区今泉門暮 126-1

## 2 事業の目的及び運営の方針

- (1) 当園は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とします。
- (2) 当園は、法令等を順守し、事業を実施するものとします。
- (3) 当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117 号）に準じ、事業所内保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供するものとします。

## 3 提供する保育の内容

・ 特定地域型保育 ・ 延長保育 ・ 一時預かり保育（余裕活用型）



## 4 職員の配置状況

| 職名      | 人数  | 職名  | 人数  |
|---------|-----|-----|-----|
| 施設長(園長) | 1 人 | 栄養士 | 1 人 |
| 保育士     | 5 人 | 調理員 | 必要数 |

## 5 保育を提供する日

|     |                          |
|-----|--------------------------|
| 開園日 | 月曜日～土曜日                  |
| 休園日 | 日曜日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日） |

※ 土曜保育を利用される場合は、毎月「土曜保育利用申込書」を提出してください。

## 6 保育を提供する時間

次の時間帯のうち保育を必要とする時間

|                   |           |        |                   |              |       |
|-------------------|-----------|--------|-------------------|--------------|-------|
| 7:15              | 8:15      | 通常保育時間 | 16:15             | 18:15        | 19:15 |
| 保育短時間<br>延長保育(有料) | ← 保育短時間 → |        | 保育短時間<br>延長保育(有料) | 延長保育<br>(有料) |       |
| ← 保育標準時間 →        |           |        |                   |              |       |

※ 開園時間において登録利用時間帯を超えた利用は延長保育となります。

## 7 利用料金

### (1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

#### ① 地域枠ご利用の方

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）

#### ② 従業員枠ご利用の方

別紙参照のとおり

### (2) 延長保育料等

| 区 分                                 | 料 金                                                                                                                 |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保育標準時間利用時間帯を超える利用                   | A・B階層 無料<br>C1階層～ 以下の料金<br><b>最初の1時間 第1子 3,000 円/月 第2子以降 1,500 円/月</b>                                              |
| 保育短時間利用時間帯を超える利用<br>(合計11時間/日以内の場合) | A～C5階層 無料<br>C6階層～ 以下の料金<br><b>3歳未満児 第1子 1,000 円/月 第2子以降 500 円/月</b><br>※11時間を超えた場合、「保育標準時間利用時間帯を超える利用」に記載の料金となります。 |

※ 延長保育を利用される場合は、指定の「延長保育申請書」に勤務時間等記入の上申し込んでください。

※ 利用を止める際は前月の20日まで「延長保育取り消し届」をご提出ください。

### (3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

#### ① 地域枠ご利用の方・・・寝具、紙エプロン・おしぼり、オムツ処理代：無料

#### ② 従業員枠ご利用の方・・・別紙参照のとおり

### (4) 支払方法（自動引落先）

保育料及び利用料金等の諸経費は、「七十七銀行」の当園指定口座への引落となります。当月分について、翌月10日前後に明細を付して請求し、請求のあった月の**27日に自動引落**となりますので、口座の残高に不足がないようにご配慮ください。

|    |                              |
|----|------------------------------|
| 銀行 | 七十七銀行 沖野支店                   |
| 番号 | 普通貯金（店コード：279／ 口座番号：5034382） |
| 名義 | 社会福祉法人ライフの学校 理事長 田中伸弥        |
| 表示 | フク）ライフノガッコウ                  |

## 8 利用にあたっての留意事項

### (1) (告知・報告)

保護者は、保護者の乳幼児の安全かつ適切な保育を確保し健全な発育を図るため、乳幼児の生育歴、家庭環境、健康状態等保育上必要な事項を当園に告知していただきます。併せて、保護者と当園は、乳幼児の健全な発育を図るため、乳幼児の日々の健康状態及び保育状況等について、相互に緊密な連絡に努めます。

## (2) (保育不可日)

当園では、次の各号のいずれかに該当する場合は、乳幼児の保育を行わないことがあります。

- ア 保護者の乳幼児が伝染性の病気で、他の乳幼児に伝染するおそれがあるとき。
- イ 保護者の乳幼児が病気等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき。
- ウ 災害の発生、または発生のおそれがあり、危険が想定されるとき。

## (3) (不正行為への対応)

当園では、保護者が偽りその他の不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとした時は、遅滞なく、意見を付して仙台市に通知いたします。

## 9 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとします。ただし、第一号に該当する児童が特例給付の対象となる場合については、仙台市と協議の上その取り扱いを決定するものとします。

(1) 利用乳幼児が満3歳に達した年度の3月31日を経過したとき

(2) 保護者が支給認定要件に該当しなくなったとき

※ 保護者の勤務先、住所、電話番号、支給認定の変更等は**届け出の必要**がありますので、お声がけください。

(3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 10 連携施設

当園では、以下の内容で連携施設を設定しています。

### (1) 連携内容

#### ① 保育の内容に関する支援

利用乳幼児に集団保育を体験するための機会の設定、保育の適切な提供に必要な相談、助言その他の保育の内容に関する支援。

#### ② 代替保育の提供

当園の職員の病気、休暇等により保育の提供ができない場合に代わる提供支援

#### ③ 卒園後の受皿

満3歳に達した年度の3月31日を経過することにより当園における保育の提供を終了した後の継続的な受入

### (2) 連携施設

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 施設名  | 社会福祉法人仙台ぱれっと福祉会 六郷ぱれっと保育園   |
| 設置者  | 大信田 和義                      |
| 場 所  | 仙台市若林区上飯田2丁目26番63号          |
| 電話番号 | 022-349-9735                |
| 施設長  | 芳村 睦子                       |
| 連携内容 | 保育の内容に関する支援、代替保育の提供、卒園後の受け皿 |

## 11 嘱託医

当園では、以下の医療機関を内科・歯科の嘱託医（かかりつけ医）としています。

|         |                  |
|---------|------------------|
| 医療機関の名称 | ゆとりの医科歯科クリニック    |
| 所在地     | 仙台市宮城野区新田5丁目1-20 |
| 電話番号    | 022-253-6580     |



## 1 2 健康診断

仙台市条例に基づき、定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施します。

- 内科検診 年 2 回
- 歯科検診 年 1 回 実施

## 1 3 賠償責任保険の加入について

「株式会社 オンワード・マエノ」と契約を締結しています。

保険は全額法人で負担しており、引受保険会社はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社です。

|      | 保険種別   | 金額                                     |
|------|--------|----------------------------------------|
| 賠償保険 | 対人事故補償 | 1 名 300.000 千円 / 1 事故・期間中 2.000.000 千円 |
|      | 対物事故補償 | 1 事故・期間中 20.000 千円                     |
| 傷害保険 | 通院治療   | 5 千円～25 千円                             |
|      | 入院     | 10 千円～50 千円                            |
|      | 死亡     | 1.000 千円/ 後遺障害 40～1.000 千円             |

## 1 4 要望・苦情に関する受付

|      |                  |
|------|------------------|
| 担当職員 | 園長 針生寿美          |
| 利用時間 | 月～土曜日 8:30～17:00 |
| 電話番号 | 022-352-8352     |

## 1 5 緊急時の対応

保育中にお子さんの健康状態の急変、その他緊急事態が生じた時は、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、お子さんの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

## 1 6 非常災害時の対応

非常災害に関する具体的な計画を立て、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

|          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| 指定避難場所   | 仙台市立六郷中学校、六郷小学校                    |
| 避難及び消火訓練 | 毎月 1 回以上実施                         |
| 防災設備     | 消火器、火災通報装置、避難車、非常持出袋（非常食・飲料水・おむつ等） |



## 17 1日の保育の流れ

| 時間    | 日課                                       |
|-------|------------------------------------------|
| 7:15  | 随時登園・視診・検温<br>あそび                        |
| 9:30  | 午前おやつ<br>あそび<br>(年齢や興味に応じたあそびをとことん楽しみます) |
| 11:15 | 給食<br>午睡準備                               |
| 12:30 | 午睡                                       |
| 15:00 | 起床・検温・排泄<br>午後おやつ<br>あそび                 |
| 16:00 | 随時降園                                     |
| 19:15 | 閉園                                       |



## 18 年間行事予定

|     |          |
|-----|----------|
| 4月  | 入園式、内科検診 |
| 6月  | 歯科検診     |
| 10月 | 秋祭り      |
| 11月 | 内科検診     |
| 12月 | クリスマス会   |
| 3月  | 卒園式      |

- ※ この他、お子さんの誕生日に保護者の方に保育参加をしていただけます。
- ※ 毎月食育活動・避難訓練・身体測定を行います。不審者訓練は年2回行います。
- ※ 行事は前後の月にずれる場合があります。



## 19 ご利用にあたって

### (1) 利用開始の際に用意していただくもの

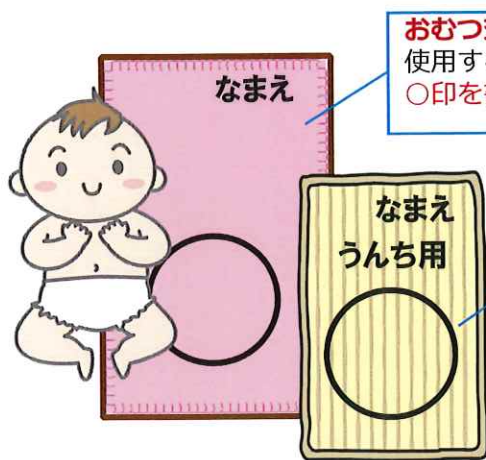
- ☐ 利用契約書
- ☐ 重要事項説明同意書
- ☐ 家庭調査票
- ☐ 健康管理カード
- ☐ 個人情報使用同意書
- ☐ 利用料等お支払い方法の申込書
- ☐ お子さんの食事について (対象児のみ)

### ※利用・希望する方のみ

- ☐ 延長保育申込書
- ☐ アレルギー対応申込書

## (2) 毎日持参いただくもの

★すべての持ち物に大きく記名してください★



### おむつ交換マット 1枚

使用する度に頭とおしりの位置が入れ変わらないように、○印を書いてください。毎日持ち帰り、洗濯してください。

### うんち用タオル 1枚

フェイスタオル大のもの。  
うんち交換の時にオムツ交換マットの上に敷いて使います。  
汚れの有無にかかわらず、うんちの度に交換しますので、  
お子さんの様子に合わせた予備枚数を園に置いておきましょう。  
こちらにも○印を書いて、うんち用と大きく書いてください。

### おむつ10枚程度

毎日使う枚数を都度補充してください。



### トイレ用汚れものの袋

おむつと一緒に保管し、汚れたマットや衣服等を入れ、トイレに置きます。  
降園時お持ち帰りください。  
「トイレ用」と記載してください。



### 汚れものの袋

食事や泥汚れの衣服等を入れます。

「食事・泥汚れ用」と記載してください。



### ※ 必要な場合

スタイ（必要な方）2～3枚



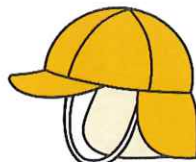
ガーゼハンカチ（授乳回数分）



## (3) 園に置いておくもの

### 帽子

外遊び時に使用します。  
日よけができ、風で飛ばない形状の物がおすすめです。



### 着替え2セット

常時置いておき、使用分を翌日補充してください。



### うんち用タオル(予備)



### ※ 園で用意している物

お昼寝用寝具類、食事用エプロン・おしぼり、おしり拭き



#### (4) その他の留意事項

##### 【登降園について】

○9:15 までの登園にご協力ください。欠席・遅刻・早退をする場合は9:00 までに連絡をお願いします。

○連絡帳は『ケアコラボ』の機能を使用します。毎朝登園前の体温・迎えの時間を“コメント欄”に必ず記入してください。予定時間より大幅に迎えが遅れる場合は電話連絡をお願いします。

口頭で日々のお子さんの様子を伝え合うと共に、「ケアコラボ」の記録にも目を通していただくようお願いします。ご家庭での様子・お子様の楽しいエピソード・心配に思っていること等、何でも“コメント欄”にお寄せいただき、ご家庭と協力してお子様の成長を見守っていきたいと思います。

○送迎は原則として保護者の方が行ってください。ご家族以外の方が来園する場合は事前に連絡をお願いいたします。身分証を確認させて頂く場合があります。

○保育園前の駐車スペースは譲り合ってご利用ください。満車の場合は正面入口側駐車場をご利用ください。駐車場内の事故は、園では責任を保証いたしかねますので、運転者も歩行者も細心の注意を払ってください。

○駐車場や玄関の出入りは必ずお子さんと手をつなぎ、一緒に行ってください。外門や保育室入り口の鍵は必ずかけてください。



##### 【健康面について】

○お子さんの健康状態等で、前日や夜間に発熱や下痢等の変化のあった場合・いつもと違う様子が見られる場合には必ず職員にお伝えください。保育中に**37.5℃以上の発熱等の体調の急変**があった場合には、保護者の緊急連絡先にご連絡します。

○やむを得ず保護者が与薬できない場合に限り、保護者の依頼を受け保育士が与薬を行います。登園時「薬の依頼票」「情報提供書」（継続与薬の場合「医師の指示書」）を保育士と一緒に確認し、お預けください。

○嘔吐や下痢等で汚れた場合は、洗わずにビニール袋に入れてお返しします。感染拡大を防止のため、予めご了承ください。また、着替えの汚れ物等の忘れ物も園で洗濯することはできないため、ご了承ください。

### 【その他】

- おむつのストックがなくなった場合は、園のものを貸し出します。後日貸し出した枚数のおむつを無記名の状態でご返却ください。その他、園から貸し出したものは洗濯後に返却をお願いします。
- 誤飲や紛失防止のため、キーホルダーや玩具、食べ物等の持込みは控えてください。
- 園からの配布物は確認をお願いします。また、提出物はスタッフに手渡しをお願いします。
- 子どもの爪は薄く、怪我をしやすいため短く切ってください。
- 登園の際は、動きやすく汚れてもよい服装、履きやすいスニーカーで登園しましょう。  
安全に好きなあそびを楽しめるようサンダルやフードのある服装は避けてください。

### 【感染症について】

感染症（伝染病）にかかった場合はすぐにご連絡ください。  
乳幼児は抵抗力が弱いため、病気が治っても園生活に支障はないか、  
また他のお子さんへ感染する心配はないかを主治医にご確認ください。



| 病名                | 登園の目安                                 |
|-------------------|---------------------------------------|
| インフルエンザ           | 発症後 5 日経過、かつ解熱後 3 日経過                 |
| 新型コロナウイルス感染症      | 発症後 5 日経過                             |
| 麻疹（はしか）           | 解熱後 3 日経過                             |
| 風疹（三日ばしか）         | 発疹が消失していること                           |
| 水痘（水ぼうそう）         | すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること                |
| 流行性耳下腺炎<br>（おたふく） | 耳下腺の腫脹が発言してから 5 日経過、かつ全身状態が良好になっていること |
| 咽頭結膜熱（プール熱）       | 発熱、充血等の主な症状の消失後 2 日経過                 |
| 流行性角結膜炎（はやり目）     | 結膜炎の症状が消失していること                       |
| 溶連菌感染症            | 抗菌薬内服後 24～48 時間が経過                    |
| 手足口病<br>ヘルパンギーナ   | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること        |
| 伝染性紅斑（りんご病）       | 全身状態がよいこと                             |
| 感染性胃腸炎            | 嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること             |
| マイコプラズマ肺炎         | 発熱や激しい咳が治まっていること                      |
| 結核                | 医師に感染の恐れがないと認めていること                   |
| 百日咳               | 特有な咳が消失するまで、または 5 日間の抗菌薬内服治療が終了していること |
| RS ウイルス感染症        | 呼吸器症状（咳）が消失し、全身症状がよいこと                |
| 突発性発疹             | 解熱し機嫌がよく、全身症状がよいこと                    |

